

大分県報

令和二年
号外（一七）
三月十九日

（木曜日）

目次

訓令 甲

臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………一

○訓令 甲

大分県訓令甲第二号

本庁
地方機関

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十九日

大分県知事 広瀬 貞

第一条中「第二十二條及び」を「第二十二條の三第一項若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「に規定する臨時的任用職員の管理」を「の規定に基づき臨時的に任用された者（以下「臨時的任用職員」という。）のうち知事の事務部局に属するものの任用、勤務条件等」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2 所属長は、前項の配置の期間、人員及び業務内容を変更する必要が生じた場合は、あらかじめ、人事課長に協議しなければならない。

第四条第一項中「この限りでない」を「公募によらないで選考を行うことができる」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「よりがたい」を「より難い」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 現に知事の事務部局で任用されている臨時的任用職員で勤務実績が良好であるものを選考の対象とする場合

第四条第二項を次のように改める。

2 前項第一号の規定により、公募によらないで選考を行う場合にあつても、同一の者を知事の事務部局において三年を超えて引き続き任用することはできない。ただし、新たに公募による選考を行う場合において同号の規定により引き続き任用された者が、当該公募に応募することを妨げるものではない。

第四条第三項中「選考は、」の下に「臨時的任用職員申込書（第一号様式）による」を加え、同条第四項中「により」を「に、次に掲げる書類を添付し」に改め、同項に次の各号を加える。

一 辞令案

二 臨時的任用職員申込書の写し

三 臨時的任用職員任用選考評価票の写し

四 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し

五 健康診断書（第一項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。）

第四条に次の四項を加える。

6 所属長は、臨時的任用職員を任用する場合は、任用予定者に対し同意書兼宣誓書（第四号様式）を二部交付し、勤務労働条件を明示するものとする。

7 所属長は、臨時的任用職員を任用した場合は、速やかに、当該臨時的任用職員が署名押印した同意書兼宣誓書を一部提出させるとともに、当該職員に、この規程を交付しなければならない。

8 第一項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合の第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「臨時的任用職員申込書（第一号様式）」による書類審査とあるのは「勤務成績の評価」と、「臨時的任用職員任用選考評価票（第一号様式の二）」とあるのは「臨時的任用職員面談・人事評価調査（第五号様式）」と、第四項中「臨時的任用職員任用選考評価票」とあるのは「臨時的任用職員面談・人事評価調査」とする。

9 所属長は、第一項第三号の規定により公募によらないで選考を行う場合には、臨時的任用職員個別協議書（第六号様式）により、人事課長に協議するものとする。

第六条第四項及び第五項を次のように改める。

4 所属長は、臨時的任用職員の任用期間を延長し、又は更新する場合は、臨時的任用職員任用期間延長・更新通知書（第七号様式）を本人に交付するものとする。

5 所属長は、臨時的任用職員の任用期間を延長し、又は更新する場合は、あらかじめ、臨時的任用職員任用期間延長・更新届出書（第八号様式）により、部局長に届け出るものとする。

令和二年三月十九日

大分県報号外（訓令甲）

一

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第八条の二第二項中「、やむを得ない事由があるときは」を削り、同条第四項中「受理した」を「受領した」に、「同項の」を「辞令案及び当該」に改め、同条第五項中「（第三号様式）」を削る。

第九条から第十三条までを次のように改める。

（面談及び人事評価）

第九条 所属長は、臨時的任用職員に対し、臨時的任用職員面談・人事評価調書により、人事課長が別に定める方法で面談及び人事評価を行うものとする。

2 人事評価の結果は、評価を受ける臨時的任用職員の任用、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

第十条から第十三条まで 削除

第十五条（見出しを含む。）中「勤務時間」を「休日及び勤務時間」に改める。

第十六条を次のように改める。

（年次有給休暇）

第十六条 所属長は、第三項に規定する臨時的任用職員に対し、定められた日数の年次有給休暇を付与しなければならない。

2 年次有給休暇の取得については、その時季につき、所属長の承認を得なければならない。この場合において、所属長は、公務の正常な運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

3 年次有給休暇を付与される臨時的任用職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 任用一年目の臨時的任用職員

二 任用二年目以降の臨時的任用職員であつて前年の全勤務日の八割以上出勤した者

4 前項第一号に掲げる臨時的任用職員に対し付与する年次有給休暇の日数は、任用期間一箇月（一箇月末満の端数は、切り上げる。）につき一日の割合で算出した日数とする。

5 第三項第一号に掲げる臨時的任用職員の任用期間が延長され、又は更新された場合（次項の場合を除く。）は、当該臨時的任用職員に対し、最初の任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までを任用期間として前項の規定により算定した年次有給休暇の日数から、既に付与した年次有給休暇の日数を減じて得た日数の年次有給休暇を付与する。

6 第三項第一号に掲げる臨時的任用職員の任用期間が延長され、又は更新されたことにより当該任用期間が六箇月を超えることとなつた場合は、十二日から既に付与した日数を減

じて得た日数の年次有給休暇を付与する。

7 第三項第二号に掲げる臨時的任用職員に対して付与する年次有給休暇の日数は、別表第一の上欄に掲げる任用年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる付与日数とする。

8 年次有給休暇の残日数は、十二日（第三項第二号に掲げる臨時的任用職員は、別表第一の上欄に掲げる任用年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる付与日数）を限度として、次の一年間に繰り越すことができる。

9 年次有給休暇は、時間を単位として与えることができる。この場合において、時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算するときは、七時間四十五分をもつて一日とする。

第十六条の二第一項中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に、「任用期間（）」を「任用一年目の臨時的任用職員であつて任用期間（）」に、「六月」を「六箇月」に改め、「定められた臨時的任用職員」の下に「又は任用二年目以降の臨時的任用職員」を加える。

第十九条を次のように改める。

（社会保険等）

第十九条 社会保険については、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の定めるところによる。

2 災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の定めるところによる。

第二十一条第一項中「（第十号様式）」を削る。

本則に次の二条を加える。

（この規程により難い場合の措置）

第二十二条 所属長は、特別の事情によりこの規程の定めによることができないう場合又はこの規程の定めによることが著しく不相当であると認める場合には、人事課長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

（委任）

第二十三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。

別表第二の二の項中「前項に定めるもののほか、負傷又は疾病」を「負傷又は疾病（公務上のものを除く。）」に、「任用期間において第十六条第一項から第四項までの規定により付与した年次有給休暇の合計日数」を「任用一年目に付与された年次有給休暇の日数」に改め、同表の十の項中「一時間又は一日」を削り、同表を別表第三とする。

別表第一の二の項中「風水震災火災その他非常災害により交通が遮断された場合」を「風水震災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合」に改め、同表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一（第十六条関係）

任用年数	付与日数
二年目	十三日
三年目	十四日
四年目	十六日
五年目	十八日
六年目以上	二十日

第一号様式の二表中「空席」を削り、同様式裏中

評価（得点）	得点	得点	得点	合計得点
その他 特記事項				
面接選考 結果	順位	／		
評価（得点）	得点	得点	得点	合計得点
その他 特記事項				
その他選考 結果	順位	／		

める。
第二号様式を次のように改める。

別2加算表（第4条関係）

臨時的任用職員任用内申書

第 年 月 日

殿

所属長

下記のとおり職員の臨時的任用を行いたいので、発令されるよう内申します。

記

1 任用しようとする職
勤務課 所名
職務内容等

2 被代替職員について
被代替職員職氏名
欠員となる理由
欠員となる期間

3 任用しようとする者
氏 名 年 月 日 ～ 年 月 日
任 用 期 間

4 添付書類
① 辞令案
② 臨時的任用職員申込書の写し
③ 臨時的任用職員任用選考評価票又は臨時的任用職員面談・人事評価調査書の写し
④ 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し
⑤ 健康診断書

※ 健康診断書は、第4条第1項第1号に該当する場合を除く。

第四号様式から第八号様式までを次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用根拠
- 2 任用期間
- 3 勤務課所
- 4 給与料
- 5 手当
- 6 給与の支払
- 7 社会保険
- 8 勤務時間
- 9 時間外勤務
- 10 休憩時間
- 11 休 暇
- 12 休 暇
- 13 休 暇

職員との給与に関する条例の定めるところによる。（
（任期の途中で給料及び手当額が改定されることがある。）

職員の給与に関する条例の定めるところによる。
地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

正規模員に準ずる。

私は、臨時的就用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として謙実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県知事 殿

氏名 ㊟

所 属 長

年 月 日

※勤務労働条件については、以上によるほか、臨時的就用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

- 14 退 職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 15 懲 戒 正規模員に準ずる。
- 16 災 害 補 償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再度の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、公察によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

- ①有給休暇
 - ・風水害と災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合
 - ・選挙権その他の公民としての権利を行使する場合及び裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出席する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ・臨時的就用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的就用職員が葬儀、服喪その他の親族の死に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
- ②無給休暇
 - 公務傷病、療養休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇及び介護時間
- ③休業（無給）
 - 部分休業

第5号様式 (第4条、第9条関係) 臨時的任用職員面談・人事評価調査

●基本的事項

所属	氏名
業務内容	
当初任用年月日	年 月 日
現在任期	自: 年 月 日
	至: 年 月 日

●面談結果

職務上の課題や目標の達成 (期待値)

職務上特に苦勞していること、職務での悩み・ストレスなど

現任期間満了後の再任用の希望

希望する ・ 希望しない

●人事評価

分類	評価期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	評価	備考欄
姿勢	評価要素			初級点	
	倫理観 法令遵守				・高い倫理観と使命感を持ち、県民を中心に考え、県民の視点に立って職務遂行を心掛けているか。 ・法令の職務規程を遵守し、公的に職務を遂行しているか。
能力	意欲 やりがい				・県民福祉の促進や公共の利益のため、意欲を持って業務を遂行しているか。 ・県職員の一員であることと自覚とやりがいを持って業務を遂行しているか。
	チームワーク				・他の職員と協力し、組織、チームで働き、仕事を進める意識を持っているか。 ・自分の役割外にも貢献できることがあるか。考え、進んで働き、チームワークの向上に貢献しているか。 ・他の職員との意思疎通を十分に行い、異なる意見と理解を受けとめようとしているか。
力	知識・技術				・業務に必要な知識・技術を有し業務に活用するとともに、更なる習得に努めているか。
	コミュニケーション能力				・関係者から必要な能力が得られるよう、口頭から円滑な人間関係の構築や必要に応じて手紙・電話・メールなどによるコミュニケーションの取組を正しく理解しているか。 ・報告・連絡・相談を正しく行っているか。 ・相手に対して、丁寧で分かりやすい説明をしているか。
成果	業務遂行能力				・正確・迅速に責任を持って業務をやり遂げているか。 ・仕事の進捗状況や取組内容を、仕事に要する時間を意識して業務を遂行しているか。
	成果				・計画どおりに成果をあげているか。
評価結果	S (8点)	個	点	5/38~9/60	評価者記入欄
	A (6点)	個	点	9/19~4/28	
結果	B (4点)	個	点	0/141~9/68	人事評価の総括、勤務状況等についての意見
	C (2点)	個	点	0/335~9/86	
結果	D (0点)	個	点	0/27~9/28	評価者記入欄
	得点計	個	点	0/21~1/6	
総合評価				0/113~0/6	

●公募によらない再度の任用について

公募によらない選考の実施の可否についての所属意見

可 ・ 不可

本人希望なし

選考結果

合格 ・ 不合格

調査作成責任者 職氏名

㊦

第6号様式 (第4条関係)

臨時的任用職員個別協議書

第 年 月 日

総務部人事課長 殿

所属長

臨時的任用職員の任用について、下記の事情により、公募によらないで選考を行う必要があるので協議します。

記

業務内容	
任用予定期間	
【公募により難い事情】	
【公募によらないで選考をする場合の任用候補者確保方法】	
【添付資料】	

第7号様式（第6条関係）

臨時的任用職員任用期間延長・更新通知書

殿

任用期間を 年 月 日から 年 月 日まで延長・更新する。

年 月 日

所属長



第8号様式（第6条関係）

臨時的任用職員任用期間延長・更新届出書

第 年 月 日 号

殿

所属長

下記のとおり臨時的任用職員の任用期間を延長・更新したいので、届け出ます。

記

臨時的任用職員氏名	年 月 日	～	年 月 日
当初任用期間	年 月 日	／	年 月 日
延長・更新の別	年 月 日	～	年 月 日
延長・更新後任用期間	年 月 日		年 月 日

第九号様式を次のように改める。

第○号様式 削除

第十号様式を削る。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月十九日

大分県報号外（訓令甲）